

(端裏)

「大谷九右衛門様 東原七郎兵衛

白山十大夫

以手紙申入候、弥御無異

珍重存候、然<sup>者</sup>明十五日

之朝長門殿逢可申候旨

候之間御出可有之候

以上

十月十四日